

2026年1月13日

各 位

会 社 名 中山不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 耕一
(コード: 5531、TOKYO PRO Market)
問合せ先 管理本部長・村中 智光
(TEL. 052-212-6072)

**主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（見込み）及び
公開買付に準ずる行為として政令で定める買集め行為に関するお知らせ**

当社は、本日、S & K株式会社（以下「S & K」といいます。）が別添のとおり当社株式の取得について決定した旨の連絡を受けました。

本株式取得は、金融商品取引法第27条の2第1項ただし書きに該当するものとして公開買付けによらない形で行う一方、議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたします。

また、本日付で、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せて、以下のとおりお知らせいたします。

本書は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく開示であるとともに、S & K株式会社（株式取得者）が当社（本買集め行為の対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねています。

1. 異動が生じた経緯

当社は、本日S & Kより、当社主要株主である筆頭株主中山 耕一（当社代表取締役、以下「中山氏」といいます。）から、その保有する株式の一部を相対取引により取得する旨の報告を受けました。

この結果、中山氏は主要株主である筆頭株主に該当しなくなり、一方でS & Kが新たな当社の主要株主である筆頭株主に該当することになることが見込まれます。

2. 異動した株主の概要

①主要株主である筆頭株主に該当することになる株主の概要

(1) 名 称	S & K株式会社
(2) 所 在 地	愛知県名古屋市中区千代田三丁目18番6号アイビル5階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中山 耕一
(4) 事 業 内 容	資産管理
(5) 資 本 金	50万円

②主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 氏 名	中山 耕一
(2) 住 所	愛知県名古屋市中区
(3) 当 社 と の 関 係	当社代表取締役

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

①S & K株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (2025年12月31日現在)	0個 (0株)	0.0%	—
異動後	1,000個 (100,000株)	50.0%	第1位

②中山 耕一

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (2025年12月31日現在)	1,995個 (199,500株)	99.75%	第1位
異動後	995個 (99,500株)	49.75%	第2位

(注) 1. 発行済株式総数：200,000株

2. 大株主順位は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準に当社にて推定したものです。

4. 今後の見通し

本件主要株主の異動による当社の経営体制および業績への影響はありません。

なお、S & K株式会社は、当社株式を安定株主として中長期的に保有する予定である旨の報告を受けております。

以上

(別添)

2026年1月13日

各 位

会 社 名 S & K株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 耕一

株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、2026年1月13日付で中山不動産株式会社(以下「中山不動産」といいます。)の株主である中山耕一(同社代表取締役)から、同社株式を取得することを決定いたしました。

本株式取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしますので、お知らせいたします。

記

取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 銘柄コード | 5531 |
| 2. 銘柄名 | 中山不動産株式会社 |
| 3. 取得株式数 | 100,000株 |
| 4. 株式取得日 | 2026年1月13日 |
| 5. 総株主の議決権の数に対する割合 | 50.0% |
| 6. 備考 | 安定株主として中長期的に保有することを目的としております。 |

以上